

制度の名称	銚田市災害見舞金支給制度																														
支援の種類	給 付																														
制度の内容	<p>●被害程度の判定基準</p> <p>住家の被害については、現に居住してる住家をいい世帯を単位とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区 分</th> <th style="width: 85%;">被 害 程 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全焼等 (全焼・全 壊・流失)</td> <td>住家の焼失、損壊又は流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70パーセント以上に達した程度のもので又は延床面積の70パーセントには達しないが、その住家が改築しなければ居住できない状態になったもの</td> </tr> <tr> <td>半焼等 (半焼・半 壊)</td> <td>住家の焼失損壊した部分が、その住家の延床面積の20パーセント以上70パーセント未満の場合であって、その部分の修理を行うことによって住家として使用できる程度のもの</td> </tr> <tr> <td>床上浸水</td> <td>前2号の規定に該当しない場合であって、浸水がその床上に達した程度のもので又は土砂、竹木等のたい積等により一時的に居住できない状態になったものをいう。</td> </tr> <tr> <td>死 亡</td> <td>死亡した者とは、災害発生後6箇月以内に当該災害が直接起因で死亡した者をいう。</td> </tr> <tr> <td>負 傷</td> <td>負傷した者とは、災害が直接起因で負傷し、全治1週間以上の入院加療を要するものをいう。</td> </tr> </tbody> </table> <p>●支給額</p> <p>1 住家の焼失、損壊等の場合</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">区分</th> <th style="width: 25%;">1人世帯</th> <th style="width: 25%;">2人世帯</th> <th style="width: 40%;">3人世帯以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全焼等</td> <td>50,000円</td> <td>60,000円</td> <td>1人増すごとに10,000円を加え 限度額100,000円</td> </tr> <tr> <td>半焼等</td> <td>20,000円</td> <td>25,000円</td> <td>1人増すごとに5,000円を加え 限度額50,000円</td> </tr> <tr> <td>床上浸水</td> <td>5,000円</td> <td>10,000円</td> <td>1人増すごとに5,000円を加え 限度額20,000円</td> </tr> </tbody> </table>			区 分	被 害 程 度	全焼等 (全焼・全 壊・流失)	住家の焼失、損壊又は流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70パーセント以上に達した程度のもので又は延床面積の70パーセントには達しないが、その住家が改築しなければ居住できない状態になったもの	半焼等 (半焼・半 壊)	住家の焼失損壊した部分が、その住家の延床面積の20パーセント以上70パーセント未満の場合であって、その部分の修理を行うことによって住家として使用できる程度のもの	床上浸水	前2号 の規定に該当しない場合であって、浸水がその床上に達した程度のもので又は土砂、竹木等のたい積等により一時的に居住できない状態になったものをいう。	死 亡	死亡した者とは、災害発生後6箇月以内に当該災害が直接起因で死亡した者をいう。	負 傷	負傷した者とは、災害が直接起因で負傷し、全治1週間以上の入院加療を要するものをいう。	区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯以上	全焼等	50,000円	60,000円	1人増すごとに10,000円を加え 限度額100,000円	半焼等	20,000円	25,000円	1人増すごとに5,000円を加え 限度額50,000円	床上浸水	5,000円	10,000円	1人増すごとに5,000円を加え 限度額20,000円
区 分	被 害 程 度																														
全焼等 (全焼・全 壊・流失)	住家の焼失、損壊又は流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70パーセント以上に達した程度のもので又は延床面積の70パーセントには達しないが、その住家が改築しなければ居住できない状態になったもの																														
半焼等 (半焼・半 壊)	住家の焼失損壊した部分が、その住家の延床面積の20パーセント以上70パーセント未満の場合であって、その部分の修理を行うことによって住家として使用できる程度のもの																														
床上浸水	前2号 の規定に該当しない場合であって、浸水がその床上に達した程度のもので又は土砂、竹木等のたい積等により一時的に居住できない状態になったものをいう。																														
死 亡	死亡した者とは、災害発生後6箇月以内に当該災害が直接起因で死亡した者をいう。																														
負 傷	負傷した者とは、災害が直接起因で負傷し、全治1週間以上の入院加療を要するものをいう。																														
区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯以上																												
全焼等	50,000円	60,000円	1人増すごとに10,000円を加え 限度額100,000円																												
半焼等	20,000円	25,000円	1人増すごとに5,000円を加え 限度額50,000円																												
床上浸水	5,000円	10,000円	1人増すごとに5,000円を加え 限度額20,000円																												

	2 死亡等の場合		
	区 分	世帯の生計を主として維持していた者の場合	その他の者の場合
	死 亡	100,000 円	50,000 円
	全治 3 箇月以上の負傷	30,000 円	20,000 円
	全治 1 箇月以上 3 箇月未満の負傷	20,000 円	10,000 円
	全治 1 週間以上 1 箇月未満の負傷	10,000 円	5,000 円
活用できる方	●銚田市に住所がある方		